

障がい者の職業訓練にご協力いただける 事業所様を募集しています

奈良県では、障がい者を対象とした公共職業訓練事業(実践能力習得訓練科)を実施しています。この事業は、就職を希望する障がい者に訓練を受けていただくことで、就労に必要な知識や技能を取得することを目的とする実習型訓練です。

具体的には、奈良県が事業所様と訓練の委託契約を締結し、障がい者を受け入れていただき、1ヶ月間、実際の業務に沿った職業訓練を行っていただくもので、訓練終了後に、委託料をお支払いします。※委託料の額は105,600円を上限とします。

奈良県では、この事業にご賛同いただける、さまざまな分野の事業所様を募集しています。

訓練受入れのメリット



- ☞ 賃金・通所費用等の支払い義務は発生しませんので、費用負担なく障がい者の作業特性について理解いただく機会となります。
さらに、受講者1人あたり月額105,600円(税込み)を上限として、委託料をお支払いします。
※委託先機関が中小企業の場合は105,600円、中小企業以外の場合
- ☞ 実践的な訓練となりますので、作業の適性を判断しやすく、障がい者の雇用をお考えの事業所様には、雇用後のトレーニングも省力化できます。
- ☞ 訓練中は、支援者(所属する障害者就労系福祉事業所のワーカーや障害者就業・生活支援センターの就業生活支援ワーカーやジョブサポーターなど)と障害者職業訓練コーディネーターが、サポートを行う場合があります。
- ☞ 雇用をお考えの場合は、スムーズな職場適応を図るため、障害者職業センターより、専門的な支援を受けられる場合があります。

※県が訓練期間中の訓練生に対する労働者災害補償保険に特別加入をしますとともに、物損事故に備えて、職業訓練生総合保険への加入を受講生に勧めています。

※エントリーシートは、奈良県庁人材・雇用政策課ホームページからダウンロードいただけます。

<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=3600.htm>

◆その他詳細につきましては、お気軽にお問い合わせください。

(問い合わせ先)奈良県 産業部人材・雇用政策課 人材育成係 担当:梶岡、中田
〒630-8501 奈良市登大路町30
電話:0742-27-8834(直通) FAX:0742-27-2319